

前漢後半期における郡県民支配の変化

——内郡・辺郡の分化から——

飯田 祥子

はじめに

中国古代国家における人民支配の特徴は、郡県の広範な小農民を対象に、「個別人身的支配」と呼ばれる個人の把握・個人からの収奪に重点が置かれていることである⁽¹⁾とされる。このような支配形態は、春秋戦国時代の恒常的な軍事緊張の結果、特に秦において、大多数の庶民を、農業生産と軍事義務の両方に従事する「耕戦之士」とし、彼らを富国強兵の基盤とする体制から生まれてきたものである⁽²⁾と考えられる。しかし、このような軍事緊張が激化・長期化した場合、限られた郡県民に「耕」「戦」両方の負担をかけつづけることには限界が生じる。増淵龍夫氏は「不断の戦争の遂行という戦国の時代的課題のもとにおいて、農民を士卒として大量に兵力化することは、不可避

的に農業労働力の低減をもたらすわけであり、それを持続的に強行すれば、農民の最低生活水準の破壊と租税収入の低落を結果する⁽³⁾ために、専制君主権力は郡県以外に経済基盤を求めたとする。つまり、「耕」「戦」の二つを維持することが困難である場合、農業生産「耕」を郡県以外から獲得し不足を補うことで、郡県より得られる軍事負担者「戦」を維持するという手段をとった。中国古代国家は、郡県民から収奪を行う場合、他から獲得することのできる「耕」（農業生産物）よりも、代替不可能な「戦」（軍事負担者）を確保することを優先させていたのである。郡県制とは、原初的には、軍事と強く結びついた地方支配の制度であったということが出来る。

軍事緊張の強い戦国時代にあつて、地方統治の制度が軍事と強く結びついていたのは、もつともである。しかし、一定規模の統一国家が成立した漢代、特に諸侯王の脅威の無くなった後半期においても、そのような臨戦体制の地方統治は維持されるのであろうか。

紙屋正和氏によれば、前漢景・武帝頃から郡・国は支配権を強化し、軍事・監察機関から統治・行政機関へと成熟してくるとい⁽⁴⁾う。その過程で、中央朝廷が郡・国政治の把握・統御のための環境整備の一環として、地方行政を肌理細かくすすめるため「内郡・国と辺郡とがその性格によつて制度上截然と區別され⁽⁵⁾」たとす。しかし、国家の地方支配の目的が、地方での安定的な収奪や統治の貫徹であることからすれば、同じ郡県制でありながら、地域ごとの区別が制度化されてゆく、という状況は、単なる官府の権限強化のための環境整備に留まる問題ではなく、収奪や統治のあり方、ひいては漢の国家基盤や国家の性質の変化にもかかわる問題であると考えられる。

このように、国家にとつて郡県とその住民はどのような意味を持つのか、という疑問から、前漢後半期の国家の

人民支配のあり方について、内郡・辺郡の制度上の区別、特に軍事面での違いを手がかりに、考察を試みる。

一 軍事における内郡・辺郡の相違

(1) 地方軍に関する諸説

郡県制を基礎とする軍事制度である兵役や地方軍に関する研究を簡単に整理する。浜口重国氏に次のような指摘がある。

「武帝が盛んなる外征の師を起してより、連年に互る大軍の出勤と重税の賦課とは、徴兵制度の拠つて立つ自作農民層を疲弊困窮させずには置かなかつた。一方未曾有の大外征を敢行し、広大な新領土を確保して有終の美をなすには、国内警備に重点を置いた従来の徴兵制度による軍備だけでは、到底困難なるを感じた。茲に於いてか徴兵の外、多数の刑徒・謫民・賤民・募人・蕃兵などを、或は遠征軍に或は辺境警備軍に使用するに至り、漢の徴兵制度は大きく動揺し始めた。然し乍ら制度の維持に対する為政者の熱意もあり、前漢末までは未だ全面的崩壊を見るに至らず、(略)毎年一回の郡兵の都試も大体廃れずに行はれて居り、地方警備の根幹をなすものは依然として徴兵部隊であつた。」⁽⁶⁾

浜口氏は、武帝期、農民の疲弊と領土の拡大により、対外的な軍事行動については徴兵兵士以外を動員するようになつたものの、地方郡県の常備兵力は、自作農民層を母体とする徴兵兵士であつたとし、前漢中での変化に注目しながらも、『漢書』・『後漢書』の都試に関する記述から、前漢の内は、漢初以来の体制が維持されていたと主張

する。

浜口氏以降にも多くの研究が存在するが、就役年齢などの問題を除いて、前漢中の変化に注目するものは少ない。例えば、重近啓樹氏は戦時編制と平時編制という観点から、国民皆兵説を批判し、大規模な動員が行われた戦時と日常平時の軍備を区別し、戦時では一回の外征に五〇〇六〇万人の動員を行ったとされる推計をあげ、平時でも一般の郡で五〇〇〇名、辺郡の大郡では一万名、という推定を示される。また秦律から、戦国秦の軍事の基本は県に置かれ、県尉の下で、県の軍吏が、兵士の徵発・兵種編制・訓練などを行っていたこと明らかにし、その上で一郡全体の軍の統轄は郡都尉が行い、兵士はそれぞれ県・郡内で軍事訓練と治安維持に従事するとしている⁽⁷⁾。特に明言はないが、このような体制が、戦国以来後漢光武帝の軍備縮小にいたるまでとられていたと認識しているようである。

この他に山田勝芳⁽⁸⁾・藤田勝久⁽⁹⁾・渡辺信一郎氏⁽¹⁰⁾などの研究もあり、重近氏と見解を異にする点はあるものの、戦国秦以降、光武帝の建武六・七年の改革にいたるまで、農民を母体とし、一定の選抜と定期的な訓練を受けた兵士を中心に、全国で数十万人もの常備軍が郡国を警備するという体制が維持されていたとの見方は共通している⁽¹¹⁾。

これらの研究は、睡虎地秦簡や敦煌・居延漢簡などの出土資料を利用して得られた知識に基づくものが多く存在する。戦国秦や漢代の辺境については比較的豊富な出土資料から実態が解明されつつあるが、資料に恵まれていない漢代の内地については、十分な検討がなされていないようである。

「はじめに」で述べたように、武帝期以降、諸侯王の脅威が減少したあとも、戦国時代のような臨戦体制が維持

されていたとは考え難い。また浜口氏の指摘する武帝期の徴兵制の「動揺」という状況も、軽視し得ない。はたして、重近氏らの制度研究から復元されたような体制が、戦国秦から前漢の終わりに至るまで一貫して全地域で維持されていたのであろうか。次節では、前漢後半期の内地の様子を示す史料から、地方軍備の平時における指揮系統を検討し、続く三節で有事の徴発・動員状況を見、浜口氏という徴兵制の「動揺」の実態を再検討する。

(2) 平時の指揮系統と治安維持

前漢後半期の考察に入る前に、前漢初期の郡県の組織について見ておく。張家山漢墓竹簡「二年律令」⁽¹²⁾につぎの律文がある。

城邑亭障を以つて反き、諸侯に降るもの、及び城亭障を守乘するに、諸侯の人来りて攻盜し、堅守せずして之を棄去するもの若しくは之に降るもの、及び謀反するものは、皆な要斬す。(一一二簡)

この律文から、漢初の段階では、諸侯王国との境界にも警戒・軍備が存在したこと⁽¹³⁾、また「郡・發・弩・司空・輕車、秩各八百石(四四五簡)」、「郡・候(四四六簡)」等からは、「漢書」卷十九百官公卿表⁽¹⁴⁾にはない郡の軍事関係の官が設置されていたことがわかる。漢初には、郡での地方警備に力が入れられていたものと理解できる。

前漢成帝期の東海郡の地方行政に関わる帳簿(の写し、もしくは控え)を含む尹湾漢墓簡牘は、資料的な性格から偏りが存在することは否定できないが、前漢後半期における内地の郡内の機構を反映する貴重なデータである⁽¹⁵⁾。

その二号木牘には、郡太守・都尉府、各県邑侯国等の吏員の合計人数とその内訳が示されている。重近氏ら諸

先行研究の示すような大規模な軍団が、この時期に郡県で維持されていたのであれば、ここには、軍団の指揮・管理・運営にあたる吏員がみられるはずである。まず、一郡の軍事実務に関わる官府である郡都尉府の吏員をみると、都尉・丞・卒史・属・書佐・用算佐の合計十二人で、属吏の種類は太守府とほぼ同じで人数が半分以下になっている。居延・敦煌などの西北辺境出土簡から復元された都尉の下の司馬・千人・士吏などの組織⁽¹⁶⁾や、張家山漢律の「郡発弩」「郡輕車」「郡候」に相当する軍事に関わる吏の存在は認められない。県邑侯国でも、属吏の種類は、官有秩・郷有秩・令史・獄史・官畜夫・郷畜夫・游徼・牢監・尉史・官佐・郷佐・郵佐・亭長であり、睡虎地秦律に規定されていた発弩畜夫・駕驕・士吏などの軍吏はみられない⁽¹⁷⁾。軍事に関連するものとしては「尉史」のみである。また、長・相の官秩が三百石の県・侯国では、県尉自体が設置されていないものも存在する。これらは県・侯国とはいえ、実際には郷程度のサイズしかない小規模のものであったと推測されているが、⁽¹⁸⁾ 重近氏が「県の常備軍を直接的に統領するのは県尉とその属吏の系統なのである⁽¹⁹⁾」というような組織は、少なくともこの成帝期の東海郡の小規模県・侯国には、存在しない。つまり、該当時期の県クラスの行政単位においては必然的な組織ではなかったということができる。

三・四号木牘には、郡内の長吏の現官職名・本籍地・姓名・前任官職名・現在の官職に遷除された理由が記されている。現官職名は、釈読されている百三十一件の内、すべてが県邑侯国の令・長・相・丞・尉、塩鉄官の長・丞、侯国の家丞であり、二号木牘と同じく県尉以外に軍事に関わるものは存在しない。一方、前任官職名には、西北辺境出土簡で散見する軍吏の名称⁽²⁰⁾が見られる。

海西令 琅邪諸 王宣 闕漁陽□□左騎千人 以功遷(三正・一・九)

建陵侯家「丞」 梁國蒙 孟遷 故象林候長 以功遷(四正・二・一一)

王宣の「漁陽□□左騎千人」はもちろん漁陽郡の「千人」、孟遷の「象林候長」は日南郡の象林県の「候長」であろう。ともに辺境の郡県の例であり、内地の郡県の軍吏であった前歴をもつものは一例も認められない。

同木牘の現任官への遷除理由の項目を見てみよう。このなかには、成帝永始三年の山陽郡鉄官徒の叛乱⁽²¹⁾とされる事件の鎮圧で功績をあげたものが含まれる。地方に有効な常備兵力が常駐している場合、一般的に考えれば、叛乱鎮圧で功績をあげるものは、常備軍団とその指揮官であろう。ところが、彼らの前歴は、そうではないのである。

下邳令 六安国陽泉 李忠 故長沙内史丞 以捕群盜尤異除(三正・一・五)

下邳丞 沛郡竹 朱□ 闕予州刺史從事史 以捕格山陽亡徒將率(三正・一・六)

戚左尉 魯国魯 史父慶 故仮亭長 以捕格不道者除(三正・二・八)

開陽右尉 琅邪郡柎 王蒙 故游徼 以捕群盜尤異除(三正・三・三)

利成左尉 六安国六 殷順 故嗇夫 以捕斬群盜尤異除(三正・三・一四)

利成右尉 南陽郡堵陽邑 張崇 故亭長 以捕格山陽亡徒尤異除(三正・三・一五)

□□左尉 南陽郡涅陽邑 幾級 故亭長 以捕格山陽賊尤異除(三反・一・三三)

平曲丞 琅邪柎 胡母欽 故亭長 以捕格群盜尤異除(三反・一・六)

承丞 廬江郡虜婁 莊戌 故督盜賊 以捕斬群盜(三反・二・二二)

前漢後半期における郡県民支配の変化 飯田

山郷相 魯国魯 且恭 故亭長 以捕格不道者除(三反・三・一一)

山郷丞 魯国魯 橋敬 故亭長 以捕格不道者除(三反・三・一一)

以上十一名のうち、「游徼」・「督盜賊」・王国「内史丞」・「刺史從事史」・「嗇夫」が各一名、「亭長」が六名(うち一人「仮亭長」)である。この「東海郡下轄長吏名籍」による限り、群盜・賊などの叛乱の鎮圧で功績をあげたのは、いわゆる軍吏、ではない。⁽²²⁾ すぐなくとも、ここでは郡県の太守・都尉・令長・尉らの下に、兵団を指揮する軍吏が存在し、実際に治安維持に従事する姿は見られないのである。

以上の尹湾簡牘の示す地方郡県の常備軍団の指揮系統を整理すると、

- ・東海郡には、常備軍団の維持・管理・訓練等に関わる専門の機構・官吏は見出せない。
- ・その他の地域でも、辺郡では軍吏が確認できたが、内郡では、軍吏が認められない。
- ・治安維持にも、常備軍団が動員されていない。

ということになる。

『漢書』にも、叛乱などに一定規模の鎮圧軍が編制・動員された記事が以下の三件みられる。元帝から平帝期にあたり、対外的には軍事緊張が存在しない時期の出来事である。

会たま南山の群盜備宗等数百人、吏民に害を為し、故弘農太守傅剛を拜して校尉と為し、迹射士千人を將いて逐捕せしむるも、歳余にして禽うる能わず。(卷七十六王尊伝)

これは元帝から成帝はじめごろのことと考えられる。⁽²³⁾ 同伝に引かれた湖三老公乘興等の上書に「往者南山の盜賊山

を阻みて横行し、(略)歩兵校尉逐捕せしめ、師を暴し衆を露し、日を曠しくして費に煩うも、禽制する能わず。」とあることからすれば、傅剛が歩兵校尉であったか、または別に歩兵校尉を長とする部隊によって鎮圧をはかったと考えられる。首都の例ではあるが、群盗に対して、郡太守・都尉に相当する京兆尹・京輔都尉に連なる組織ではなく、特別に校尉を任命して、鎮圧に当たっている。平帝元始二年には、

執金吾候陳茂を遣わして仮するに鉦鼓を以ってし、汝南・南陽の勇敢の吏士三百人を募りて、江湖賊成重等二百余人を論説し、皆な自出せしめ、家の所に送りて事を収めしむ。(卷十二平帝紀)

同じ事件について、蕭由の事跡のなかに、

江夏太守に遷る。江賊成重等を平げて功有り(略)。(卷七十八蕭望之伝)

とあり、現地の郡太守も鎮圧活動に参加したことが認められるが、汝南郡・南陽郡からは、わずか三百名を「募」によって集めている。この二件は内郡でのことである。一方、賊の鎮圧にも、郡の兵力が動員されている例も存在する。

(成帝鴻嘉四年)冬、広漢の鄭躬等の党与浸広し、四県を犯歴し、衆万人に且(ちか)し。河東都尉趙護を押し、て広漢太守と為し、郡中及び蜀郡に発して三万人を合わせ之を撃つ。(卷十成帝紀)

これは、部都尉の設置された辺郡でのことである。ここでは、広漢郡と蜀郡の兵を動員して鎮圧を行ったとある。以上三件という少ない事例ではあるが、辺郡では、大規模な叛乱に対して、郡太守の指揮の下に、郡の兵力が動員されているのに対して、内郡では中央から指揮官が派遣されたり、募兵によって鎮圧を行っており、現地の郡の

組織が中心になつてはいないようである。

このような、地方郡県の軍事に関する組織について、卷十九百官公卿表は、郡守の下に「辺郡又た長史有り、兵馬を掌る」として、辺郡には軍事を統括する長史が存在することを述べる他には、郡尉の職掌を「武職甲卒を典るを佐守するを掌る」と記述するだけである。衛宏『漢旧儀』には「辺郡太守は各おの万騎を將い、障塞烽火を行（めぐ）りて虜を追う。長史一人を置き、兵馬を掌る。丞一人、民を治む。兵の行るに当たりては、長史領す。部都尉・千人・司馬・候・農都尉を置き、皆な民を治めず。」とあるが、これはまさしく、辺境の郡太守のみが兵を統率し、その下に兵事を専門にする長史と部都尉以下の組織を持つことを示したものであり、内地の郡には、辺郡の司馬・千人などに相当する、兵団を指揮・管理・訓練する軍吏の組織が存在しない、ということではないか。⁽²⁴⁾

(3) 戦時の動員

(2) では、尹湾簡牘を例に官吏の構成から、内郡には「平時編制」を統轄する指揮系統が見出せないこと、反乱鎮圧などの治安維持においてもそのような組織の活動が見られないことを示した。ここでは、(1) で紹介した浜口氏の言う徴兵制の「動搖」を再検討するため、前漢一代を通して「戦時編制」下での地方常備兵力の動員状況を見る。まず、高祖五年（前二〇二年）から、孺子嬰の居攝二年（後七年）までを対象に、その間の戦役や労働で人民が徴発・動員された記事を中心に、兵卒の供給源や出自・分布を示すものを末尾の「前漢動員対象者表」にまとめた。とくに重要なもののみ、以下で説明を加えてゆく。

No. 6・7は高祖劉邦自ら指揮をして冒頓单于に大敗した、対匈奴平城戦役に関わる記述である。このとき、総勢で三十二万もの兵が動員されたのであるが、その内訳は、

No. 7（車騎將軍灌嬰）又た詔を受け并せて燕・趙・斉・梁・楚の車騎を將い、胡騎を砮石に撃破す。平城に至り、胡の困（くる）しめる所と爲る。（卷四十一灌嬰伝）

とあるところをみると、漢の直轄郡出身者だけではなく、各王国の出身者を含み、兵種に応じて漢中央の指揮のもとに部隊が編制されたものであると推測できる。No. 11高祖十年（前一九七年）の陳豨叛乱討伐や、No. 31文帝期の「（馮）唐を拜して車騎將軍と爲し、中尉及び郡国の車士を主らしむ。（卷五十馮唐伝）」なども同様で、諸侯王国の独立性の高い時期であるために、中央から一元的な動員は困難であるにせよ、大規模な戦役では、全国的な動員がかけられていたことがわかる。武帝期でも、最初の大規模な対匈奴戦である元光二年（前一三三年）の馬邑戦役では、No. 48是の時に当たり、漢、兵車騎材官三十余万を伏し、馬邑旁の谷中に匿す。（卷五十二韓安国伝）

とあり、「三十余万」の兵は、その後にある武帝の発言に「故に天下の兵数十万を發す」とあるように、「天下」つまり全国から徵發されていた。この他にも、この武帝元光二年以前までの戦役では、「車騎」「材官」等の動員が行われているが（No. 19・25・29・30・34・43・44）、首都などの防衛を目的とする場合（No. 12・20）以外には、地域を限定した動員は行われていない。つまり、この時期の大規模軍事動員においては、諸侯王国へ中央から直接動員がかけられていたのか疑問はあるものの、基本的に全国を対象としており、軍事動員における地域的な特異性が顕在化してはいない、と考えられるのである。

ところが、武帝期半ば以降、大規模軍事動員での対象者に変化が生じてくる。一つは、浜口氏の言う「刑徒・謫民・賤民・募人・蕃兵など」⁽²⁵⁾の徴兵兵士以外のものが増加してくることであるが、もう一つは、徴兵兵士の動員の場合、対象となる地域が限定されてくる、つまり、特定の地域の出身者のみが、動員されるようになってくるのである。例えば、

No. 72 (元鼎五年) 伏波將軍路博德を遣りて桂陽より出で、湟水を下らしむ。(略) 皆な罪人、江淮以南の樓船十万人を將う。(卷六武帝紀)

これは「明年、南粵反き、西羌辺を侵す。天子山東の澹らざるが為に、天下の囚を赦し、南方樓船士二十余万人に因りて粵を撃ち、三河以西の騎を發して羌を撃つ。(卷二十四食貨志下)」とあり、山東・関東・中原地域の困窮⁽²⁶⁾によりとられた例外措置であることがわかる。遠征隊の本隊は罪人と南方出身の樓船士からなっている。食貨志の記事の後半部と対応する翌年の対西羌戦では、

No. 76 (元鼎) 六年冬十月、隴西・天水・安定騎士及中尉、河南・河内卒十万人を發して、將軍李息・郎中令徐自為を遣りて西羌を征せしめ、之を平らぐ。(卷六武帝紀)

とあるように、西北辺境と首都近傍に限定して徴兵兵士を動員している。

このような対象地域を限定した徴兵兵士の動員は、これ以後一般化してゆく。武帝期では、ほかにNo. 81元封二年(前一〇九年)朝鮮遠征で燕・代・斉の出身者、昭帝期ではNo. 114始元四年(前八三年)益州の西南夷鎮庄で益州郡、No. 119元鳳三年(前七八年)の烏桓討伐で北辺七郡、宣帝期ではNo. 128・129本始二年(前七二年)匈奴遠征で関東、No. 151

神爵元年(前六一年)西羌討伐で「三河・潁川・沛郡・淮陽・汝南材官、金城・隴西・天水・安定・北地・上郡騎士」というように、討伐先の近隣の辺境の郡と、一部の関東の郡から動員して(27)おり、前漢前半期の全国を対象とした動員とはかなり様相を異にしている。

以上のように、武帝期半ば以降の前漢後半期において、外征などに動員される兵力は、刑徒や募兵、中央の特殊部隊、辺境の郡の兵士、関東の特定地域の兵士ということになる。これは浜口重国氏の「光武帝の軍備縮小」(建武六・七年に行われた内郡の常備軍の廃止)⁽²⁸⁾後の状況を彷彿させるものである。浜口氏の後、後漢の兵力について再検討を行った小林聡氏の整理によれば、「縮小」後の常備軍兵力は、a. 中央の近衛兵、b. 地方の特殊常設軍営、c. 領護官の衛兵・屯兵、d. その他の辺郡における常設軍営、e. 正卒義務に服する辺郡の常備兵、f. 辺郡の防備組織に配備された戍卒、が存在し、b・cなどの軍営の兵力の来源として、内郡では南陽・汝南・潁川等の特定の郡が目立つ⁽²⁹⁾という。このような後漢時代の、特殊部隊・辺郡の出身者・特定の内郡の出身者を基盤にした体制は、「軍備縮小」以前の前漢後半期の段階で動員される兵力と似通っているのである。

もちろん、浜口氏のように漢初以来の徴兵制度は、「前漢末までは未だ全面的崩壊を見るに至らず」に形式的には維持されていたようである。なぜなら、史料から、前漢宣帝期から王莽時代に至っても「毎年一回の郡兵の都試も大体廢れずに行はれて」いたことは確認できるからである。ただし、都試が実際に軍事演習としての意義を保ちつづけていたのかは、疑わしい。都試については卷七十六韓延寿伝に詳しい。まず、宣帝期に東郡太守であった韓延寿の治績が列挙される中に、「学官を修治し、春秋に郷射し、鍾鼓管弦を陳ね、升降揖讓を盛んにし、都試

の講武するに及び、斧鉞旌旗を設け、射御の事を習う。」とあり、都試が学官の設置や郷射と並べられる礼的な行事であったことを示唆する。⁽³¹⁾ 韓延寿が実際に行った都試の記述では、「鼓車歌車」などを従え、騎士は「戲車弄馬盜驂」という曲芸をするショーのようなものであったという。そこに「軍仮司馬・千人、幢を持ちて轂に旁（そ）う」と、軍吏は参加するものの、「仮」の「司馬・千人」であり、正式な軍吏が存在しないがために、都試の間のみ「仮」に任じられたものが軍吏の役を務めていたと考えられる。恒常的に存在する軍隊の現実的な大演習というよりは儀式としての側面が強い。

韓延寿の例は弾劾された件であり、全ての都試がこのようであったとは考えられない。しかし、前漢末期に東郡太守翟義が王莽への叛乱を起すきっかけとした都試の折には、「是に於いて九月都試の日を以て観令を斬り、其の車騎材官の士を勒するに因りて、郡中の勇敢を募り、将帥を部署す。（卷八十四翟方進伝）」とある。郡国常備軍団の軍事演習といわれる都試をきっかけに、軍団を指揮するはずの太守・都尉が共謀して叛乱を起こしていながら、募兵を行い、指揮官を新たに任命している。やはり、重近氏のいうような、材官騎士等の地方常備軍による平時編制に、潜在的な兵役義務を負う成年男子を加えた郡県内の組織に基づく編制⁽³²⁾によって挙兵したとは考え難い。通常⁽³²⁾の郡県の組織では、兵士も指揮系統も叛乱という戦時編制に対応することが困難であったためと考えられ、やはり軍事演習としての都試の形骸化を物語るのではないか。

以上、前漢後半期においては、軍事動員において内地の郡県民が動員されることが著しく減少、軍事演習といわれる都試も儀式化・形骸化しており、内地の郡の軍事組織が戦時編制に対応していないことをみた。これは、内郡

国の常備兵力を廃止したあとの後漢の軍備体制と相通じるものであり、この時点で既に、「軍備縮小」後の実態は生じており、光武帝の建武六・七年の改革はそれを正式に制度化したものであるとも考えられる。

また、(2) で見た、内地の地方官府に常備兵団の指揮系統が存在しない、ということとあわせれば、内地郡県を含めた漢の全領域で均一に、有効な常備軍が実在していた、との見方には疑問が生じる。つまり、重近氏らが復元したような、恒常的に、選抜と訓練を経た兵士が一般の郡で各五〇〇〇名、全国で数十万人も存在したとは考えがたい。

このような状況では、内地の郡県民の軍事義務の負担者（「耕戦之士」の「戦」）としての重要性は、戦国や漢初に比較して著しく低いものであると考えられる。一方、辺境では、居延・敦煌漢簡が示すように、膨大で厳密な軍事組織が設置・維持されていた。この地域の郡県民の「戦」の重要性は維持されていると考えられる。辺郡のあり様をみておこう。

二 前漢後半期における辺郡の軍事特化

前漢後半期には、紙屋氏の指摘にもあったように、辺郡は制度上、内郡と明確に区別されてきている。例えば、成帝元延元年（前二二年）の詔で「公卿大夫・博士・議郎其れ各おの心を悉くし、（略）内郡国と方正能直言極諫者をおの一人を挙げ、北辺二十二郡をして勇猛にして兵法を知る者各おの一人を挙げしめよ。」（卷十成帝紀）、建始二年「二月、詔して三輔内郡をして賢良方正各おの一人を挙げしむ。」とあり、選挙において内郡と辺境では科が

異なる。これは、国家が期待する人物が内郡と辺境とでは、異なっているのであり、辺郡が軍事に特化した地域となつてゐることを示唆する。哀帝期の、

〔母将〕隆奏言すらく、「武庫の兵器は、天下の公用にして、国家の武備、繕治造作は、皆な大司農錢より度る。〔略〕漢家の辺吏、職は拒寇に在り、亦た武庫の兵を賜うは、皆な其の事に任じて然して後に之を蒙（こうむ）る。」〔卷七十七母将隆伝〕

によれば、「辺吏」は防衛の任務があり、中央から特別に大司農錢で製造された武庫の武器が与えられていたといふ。辺郡は、内郡と異なり、突出して軍事を担う地域であると中央から認識されていたことを示すものである。

軍事を担う分、辺郡は他の地域から財政的な援助が行われていた。宣帝期の蕭望之の發言に引かれた、「金布令甲」に「辺郡数しば兵を被り、飢寒に離（あ）い、天年を天絶し、父子相い失う、天下をして共に其の費を給せしめよ。」〔卷七十八蕭望之伝〕とある。これによると、辺郡は軍事負担が過重であるため、その費用は「天下」で担い支援するもの、とされていたことがわかる。後漢初期の伏湛による光武帝への諫言にも、

時に彭寵漁陽に反き、帝自ら之を征さんと欲す。（伏）湛上疏して諫めて曰く、「〔略〕漁陽以東、本より辺塞に備え、地は外虜に接し、貢税微薄たり。安平の時、尚お内郡に資せらる。況や今荒耗するに、豈に先んじて凶るに足らんや？」〔後漢書〕伏湛伝〕

とあり、漁陽以東の郡では、辺境防衛に従事するために税収が少なく、「安平の時」——王莽期の混乱以前のことである——ですら、財政的には自立できず、内郡に依存していたという。このように、前漢時代、防衛を担当す

る辺郡は、恒常的に内郡の経済的な支援を受けており、その支援が不可欠のものであると認識されていた。これは、一般に地方郡県単位で完結していたとされる漢代の財政制度上、例外的なものであった。⁽³³⁾ 辺郡とは、軍事を引き受ける代わりに経済的には内郡に依存した地域であるといえる。「塩鉄論」でも、文学らが「辺境の士をして外に飢寒せしめ、百姓をして内に労苦せしむ。」(本義篇)、「倉廩の委を転じ、府庫の財を飛し、以って辺民に給す。中国は繇賦に困(くる)し、民は戍禦に苦しむ。」(軽重篇)などいい、物資・補給を担う「中国」・「内」、軍事を担う「辺」・「外」という区別がみられる。ともに民が苦しむ好ましくない状況として語られるが、「塩鉄論」の当時、内郡と辺郡の負担の分化が認識されていたことが確認できる。

このように、前漢後半期には、郡県のうち辺境に位置するものは「辺郡」、内地に存在するものは「内郡」と区別された上で、「辺郡」は相対的に軍事Ⅱ「戦」に特化し、その分、物資や財政は内郡に依存していた。軍事をになう辺郡は財政上内郡に頼り、財政基盤である内郡は辺郡によって外敵から守られるという関係が、形成されていたと考えることができる。秦では全ての郡県で同一の郡県民が「耕」「戦」を担っていたのに対して、「戦」を辺郡にまかせる、「耕」は内郡が担うという分化があらわれてくるのである。

三 内郡における収奪の変化

先に、前漢後半期の郡県制下で内郡の生産(「耕」)、辺郡の軍事(「戦」)の分業が形成され、「耕戦之士」が地域ごとに「耕」中心と「戦」中心の民に区分されつつあることを見た。このような状況下では、辺郡の不足する生産

力を補うべく、内郡における「耕」は農業生産の重要性が大きくなり、そこで行われる収奪のあり方もまた、戦国以来のものとは異なってきたことが予想される。

実際、この時期には、内郡の郡県民は、外征での動員対象となっていないだけでなく、農業生産に専念させるためとして、為政者の側が、彼らに役の負担を課することを忌避する主張や政策を行っている。

まず、武帝末征和二年（前九一年）の詔には以下のようなものがある。

（丞相公孫賀）元元を顧みず、刃の穀を益す無く、貨賂上流するも、朕之を忍ぶこと久し。終に自ら革めず、乃ち刃を以つて援と為し、内郡をして自ら省（はぶ）きて車を作らしめ、³⁴又た耕者をして自ら転ぜしめ、以つて農を困（くる）しめ畜者を煩擾し、重馬は傷耗して、武備衰減す。（卷六十六劉屈氂伝）

丞相公孫賀の悪行を並べ立てた一部であるが、辺境をたすけるという名目で「耕者」を輸送に動員していることが「農を困しめる」こととされて指弾されている。もちろん、季節や期間・距離などの条件により問題はあるものの、本来税糧などの輸送は徭役労働のうち重要なものの一つである。それが、前丞相の悪行の一つに数えられているのは注目すべきである。『塩鉄論』の賢良らの発言にも同様のものがみられる。

「古は、役に行くも時を踰えず、春行きて秋反り、秋行きて春来る、寒暑未だ変わらず、衣服易えず、固より已にして還る。（略）賦斂省き而して農時を失わざらしめば、則ち百姓足り、而して流人其の田里に帰る。（略）今の若きは則ち繇役極めて遠く、寒苦の地・危難の処を尽くし、胡越の域を涉り、今茲往きて来歳旋り、父母頸を延べて西望し、男女怨曠して相思い、身は東楚に在るも、志は西河に在り、故に一人行きて郷曲恨み、一

人死して万人悲しむ。」(執務篇)

特に長期にわたるものをさしているが、やはり民を苦しめ、農業生産を妨げる徭役を悪しきものであると認識している。「塩鉄論」の時点では、在野の学者の意見に過ぎないものが、次の元帝期には、現実の政策に反映されるようになってくる。

元帝初元三年(前四六年)六月の詔に、

永く丞庶の飢寒するを惟うに、父母妻子を遠離し、非業の作に勞し、不居の宮を衛らしむるは、陰陽を佐く所以の道に非ざるを恐る。其れ甘泉・建章宮の衛を罷め、農に就かしめよ。(卷九元帝紀)

とある。天候不順の災異を、民の苦しみを減らすことで止めようとしている。元帝初元年間に実施された皇帝の奢侈に関する出費や人員の削減策の多くは、卷七十二貢禹伝の貢禹の上言と対応しており、貢禹の立案によるものであったことがわかる。この部分も、

(貢禹)又た諸離宮及び長樂宮の衛は其の大半を減じ、以つて繇役を寛くすべきを言う。(卷七十二貢禹伝)

天子其の議を下し、(略)又た上林の宮館の幸御希なるものを罷め、及び建章・甘泉宮の衛卒を省き、諸侯王廟の衛卒を減らして其の半ばを省く。(同上)

とあり、貢禹の立案である。一連の改革は、

陛下誠に深く高祖の苦を念い、醇(もっぱ)ら太宗の治に法り、己を正して以つて下に先んじ、(略)天下の民を驅りて皆な農に帰らしめ、此くの如くして解(おこた)らざれば、則ち三王は伴(ひとし)かるべく、五帝は

前漢後半期における郡県民支配の変化 飯田

第八十六卷 三四一

及ぶべし。(同上)

という貢禹の政治方針の実現であると考えられる。衛士の削減策は、「繇役を寛く」し、「天下の民を駆りて皆な農に帰らしめ」ること、つまり郡県農民の役負担を減らし、農業生産に専念させることが目的であった。

同時期におこった宗廟制度の改革に関しても、卷七十三章玄成伝にみえる元帝期の宗廟全体の経費を記した「一歳の祠、食二万四千四百五十五を上り、衛士四万五千一百二十九人、祝宰楽人万二千一百四十七人を用い、犠牲を養うの卒は数中に在らず。」という記述によれば、廟の衛士の人数が膨大になり、費用とともに問題化していたことが窺える。先の貢禹伝に、諸侯王廟の衛卒が宮殿の衛士とともに削減されたことから、宗廟等の衛士も、同様の問題意識の上に議論されていたものと考えられる。

辺戍についても、貢禹伝に、

又た諸宮の奴婢十万余人は戲遊して事亡く、良民に税して以って之に給し、歳費五六鉅万たり、宜しく免じて庶人と為し、食を廩し、関東の戍卒に代わりて、北辺の亭塞に乗りて候望せしめん。

とあり、実現したか否かは定かではないものの、「関東戍卒」を辺戍から解放するために、奴婢を利用すべきである、との主張がみられる。

このように、武帝期末期からみられた、為政者が民に役の負担をかけることを忌避し、民を農業に専念させようとする傾向は、元帝期になって、衛士の削減が実施されるにいたる。民は、役の負担者であることよりも農業生産者であることが重視されているのである。

永光三年（前四一年）冬には、「用度の足らざるを以つて、民多く復除せられ、以つて中外の繇役に給するなし。（卷九元帝紀）」とある。これは、財政難のため、国家が売復を行い、民の多くは復除の権利を買い取つたために、徭役に従事する義務を持つ民がいなくなつた、ということであろう。国家の側自体、本来は徭役と賦税の両方を負担すべき郡県民から、徭役による労働力の収奪よりも、財物を納めさせることを優先したのである。

これらの徭役負担軽減の対象とされたのは、「内郡（劉屈氂伝）」・「東楚（『塩鉄論』執務篇）」・「衛卒⁽³⁵⁾（貢禹伝）」・「閩東戍卒（貢禹伝）」とあり、内郡出身者であると考えられる。辺郡の郡県民については、前章で見たように、内郡の郡県民とは別の負担に従事するものであると認識され、『塩鉄論』和親篇に「辺民甲を解き弩を弛めず、行くこと数十年、介冑して耕耘し、鉏耨して候望し、燧燔烽举すれば、丁壮弧弦して闘に出で、老者超越して葆に入る。」と表現されるような臨戦体制下に依然として置かれていた。

以上のように、元帝期の削減策には、内郡の郡県民への徭役負担を軽減して、農業生産に専念させるべきであるとする考えが背景にあつた。それは、内郡の郡県民からの収奪の重心を労働力から農業生産物に移行させるという現実的な意義をもち、一でみた内郡の郡県民の軍事不参加や、二でみた辺郡の軍事特化・内郡の生産の重要性増大という傾向と表裏するものであると考えられる。つまり、領域が拡大し国内の軍事緊張が減少した前漢後半期、「耕戦之士」であつた郡県民は「耕」と「戦」に分業・專業化していた。辺郡と内郡の区別は、単なる地方統治の環境整備に止まるものではなく、国家を維持してゆくために、生産力と軍事力の基盤を別々の地域にもとめることで、それぞれの負担者を確保し、安定的な収奪を実現するという重要な意義をもつてとられた措置であつたと考え

られる。

おわりに

最後に、以上の考察を整理するために、若干の推測を交えて、時間的な経過にあわせて内郡・辺郡の分業体制の形成過程を整理し、併せて後漢以降の展望を述べたい。

漢初以来景帝期ごろまでは、諸侯王国の軍事的な脅威が大きかったため、国内警備は嚴重であり、辺境であれ内地であれ軍事の重要性は高く、すべての郡県民は「耕戦之士」とされ、地域間の分業体制は存在していなかったと考えられる。変化がおこるのは武帝期である。この時期、諸侯王国の脅威は小さくなり、国内の王国との境界線沿いの嚴重な警備体制は無意味になる一方、対外征服により、国家全体の領域が拡大したため、対外境界線沿いの警備体制は質・量ともに重要性を増してきた。その結果、対外遠征では、臨時の策として刑徒等を動員し、戦地の近くでの集中的な徵発を行うなどして、内郡の郡県民を動員しなくなっていた。一方、軍糧などの物資は、輸送システムの開発などにより⁽³⁶⁾辺境の生産にたよらない体制へとなっていた。辺郡の「戦」、内郡の「耕」という区別はここで明確になってくる。昭帝期以降、内郡の郡県民には、外征時の動員のような重大な軍事負担だけでなく、比較的長期にわたるものであればなんであれ役の負担をかけることは望ましくないと認識されるようになってゆき、元帝期には、宮殿警備の衛士すら、民の農業生産の妨げとして削減するという政策が取られる。内郡の郡県民は生産にこそたずさわるべきものと認識されるのである。

前漢動員対象者表

No.	皇帝	年	西暦	対象者	目的	備考	出典
1	高祖	五	202	諸侯兵(齊王・建成侯・彭越・九江兵)	内戦	対楚戦争	1 高帝・31 項籍・34 英布・35 荆王
2		五	202	九江兵	内戦	対楚戦争	35 荆王
3		～五	～202	百粵之兵(越人)	内戦	対秦戦争	1 高帝・34 呉芮
4		～五	～202	閩中兵(粵人)	内戦	対秦戦争	1 高帝・95 閩粵
5		五	202	卒二千人	儀礼	田横の葬儀	1 高帝・33 田儂
6		七	200	三十二万(多歩兵)	外征	対匈奴、平城	94 匈奴上
7		七	200	燕・趙・齊・梁・楚車騎	外征	対匈奴、平城	41 灌嬰
8		七	200	辺兵(趙・代・辺)	—	趙相国陳豨の下	34 盧綰
9		七	200	車騎戍卒衛官	儀礼	朝歳の礼	43 叔孫通
10		十	197	趙壯士可令将者・天下兵	討伐	趙相陳豨叛乱	1 高帝
11		十	197	梁・趙・齊・燕・楚車騎	討伐	趙相陳豨叛乱	41 斬欬
12		十一	196	上郡・北地・隴西車騎、巴蜀材官及中尉卒三万人(閩中兵)	防衛	淮南王黥布叛乱、京師	1 高帝・40 張良
13		十一	196	赦天下死罪以下/諸侯兵(齊車騎十二万)	討伐	淮南王黥布叛乱	1 高帝・39 曹參
14		十二	195	陳平・灌嬰将十万守滎陽、樊噲・周勃将二十万定燕代	—	高祖崩御直後の情勢	1 高帝
15	高祖期	—	—	材官郡国/南北軍之屯京師	—	漢初の軍備状況	23 刑法
16	惠帝	三	192	長安六百里内男女十四万六千人	工事	長安城建設	2 惠帝
17		三	192	諸侯王・列侯徒隸二万人	工事	長安城建設	2 惠帝
18		五	190	長安六百里内男女十四万五千人(十四万六千人)	工事	長安城建設	2 惠帝・27 五行中上
19		七	188	車騎・材官	駐屯	滎陽	2 惠帝
20	高后	五	183	河東・上党騎	駐屯	北地	3 高后
21		八	180	齊国の兵	討伐	対呂氏、齊王により	3 高后・38 齊王
22		八	180	琅邪国の兵	討伐	対呂氏、齊王により	3 高后・38 齊王
23		八	180	北軍	討伐	対呂氏、周勃掌握	3 高后
24		八	180	南北軍	—	衛將軍宋昌の「領」	4 文帝
25	文帝	三	177	中尉・材官	防衛	対匈奴、京師	4 文帝
26		三	177	車騎士八万五千人(辺吏車騎八万)	駐屯	対匈奴、高奴	2 五行中上・41 灌嬰・94 匈奴上
27		三	177	十万衆	討伐	濟北王叛乱	4 文帝
28		十二	168	卒・東郡	工事	黄河治水	29 溝洫
29		十四	166	車千乘、騎卒十万人(十万騎)	防衛	対匈奴、京師	4 文帝・94

						匈奴上
30	十四	166	車騎	駐屯	对匈奴、隴西等	94匈奴上
31	十四頃	166	中尉及郡国車士	—	車騎將軍馮唐 の下	50馮唐
32	～十五	～165	降胡義渠蛮夷之属：衆数千	防衛	辺郡、鼂錯の策	49鼂錯
33	～十五	～165	遠方之卒（東方之戍卒）	防衛	辺郡、鼂錯の策	49鼂錯
34	後六	158	車騎・材官→材官	駐屯	对匈奴、飛狐等	4文帝・27 五行上・94 匈奴上
35	後七	157	近県卒万六千人・内史卒万五千人	儀礼	文帝の葬儀	4文帝
36	文帝期	—	天下之精兵	駐屯	对匈奴、広武、 韓安国の主張	52韓安国
37	景帝	前元三	154 齐楚七国起兵百余万	叛乱	呉楚七国之乱	27五行下上
38		前元三	154 呉王国：十四歳～六十二歳	叛乱	呉楚七国之乱	35呉王
39		前元三	154 河間兵／梁・淮陽之兵／羽林黄頭	討伐	呉楚七国之乱	46衛綰・51 鄒陽
40		前元三	154 羽林黄頭	討伐	呉叛乱への対応、 枚乘→呉王	51枚乘
41		前元七	150 梁国士衆	工事	梁国一長安の 甬道	51鄒陽
42		中元元	149 民	儀礼	王列侯の葬儀	5景帝
43		中元三	147 車騎・材官士	駐屯	对匈奴、代	27五行中上
44		後元二	142 車騎・材官	駐屯	对匈奴、雁門	5景帝
45	武帝	建元二	139 衛士転置送迎二万人、其省万人	—	衛士削減	6武帝
46		建元三	138 会稽郡兵	外征	東越救援	6武帝・64 蔽助・95閩 粵
47		建元三	138 侍中常侍武騎・待詔隴西北地良家 子能騎射者	—	武帝のおとも	65東方朔
48		元光二	133 兵車騎材官三十余万（天下兵数十 万）	駐屯	对匈奴、馬邑 戰役	6武帝・27 五行中下・ 52韓安国・ 94匈奴上
49		元光三	132 卒十万	工事	黄河治水	6武帝
50		元光五～ 元朔三	130～ 126 巴蜀吏卒千人→巴蜀広漢卒（三郡 之士）	工事	南夷道建設	6武帝・24 食貨下・57 司馬相如・ 95西南夷
51		元光五	130 卒万人	工事	雁門建設	6武帝
52		元光六	129 四將軍、各万騎	外征	对匈奴	55衛青・94 匈奴上
53		元光六	129 雁門・代郡軍士	—	匈奴戰の処罰	6武帝
54		元朔元	128 三万騎	外征	对匈奴	94匈奴・55 衛青
55		元朔五	124 兵十余万	外征	对匈奴	6武帝・27 五行中上・

							55衛青・94匈奴上
56	元朔五	124	欲從軍者	—	長安に出頭させる	44淮南王	
57	元朔六	123	十余万	外征	对匈奴	6武帝・55衛青・94匈奴	
58	元朔六	123	国中兵	叛乱	淮南王安の計画	44淮南王	
59	元朔頃	123	十余万人：自山東咸被其勞	工事	朔方建設	24食貨下	
60	元朔六～ 元狩元	123～ 122	治樓船	外征	对東越	64朱買臣	
61	～元狩元	～122	潁川兵・南陽兵	叛乱	淮南王安の計画	45伍被	
62	元狩二	121	李広：四千騎・張騫：万騎	外征	对匈奴	54李広・55霍去病	
63	元狩二	121	霍去病：万騎	外征	对匈奴	55霍去病・94匈奴上	
64	～元狩二	～121	卒掌者閩中不足及調旁近郡	—	長安で養馬に従事	24食貨下	
65	元狩三	120	隴西・北地・上郡戍卒半（北地以西戍卒半）	—	戍卒削減	6武帝・55霍去病・94匈奴上	
66	元狩三	120	諱史（天下故吏）	工事	苑池整備	6武帝・24食貨下・27五行中上	
67	元狩四	119	二將軍各五万騎、歩兵軋者数十万	外征	对匈奴	6武帝・55霍去病・94匈奴上	
68	元狩四	119	吏卒五六万人	屯田	河西開發	94匈奴上	
69	元狩四	119	北辺騎士	—	緡錢令での優免	24食貨下	
70	元狩六	117	属国玄甲	儀礼	霍去病の葬儀	55霍去病	
71	元鼎四頃	113	勇士三百人→二千人	外征	对南越、計画	95南越	
72	元鼎五	112	罪人（天下囚）、江淮以南（南方）樓船十万人	外征	对南越	6武帝・24食貨下・95南越	
73	元鼎五	112	巴蜀罪人・夜郎兵（南夷兵）	外征	对南越	6武帝・95西南夷・南越	
74	元鼎五	112	子男及臨邛習弩博昌習船者	外征	对南越	24食貨下	
75	元鼎五	112	卒八千	外征	对南越	95閩粵	
76	元鼎六	111	隴西・天水・安定騎士及中尉、河南・河内卒十万人（三河以西騎）	討伐	西羌叛乱	6武帝・24食貨下	
77	元鼎六	111	斥塞卒六十万人	屯田	河西開發	24食貨下	
78	元鼎六	111	公孫賀：万五千騎、趙破奴：万余騎	外征	对匈奴	94匈奴上	
79	元鼎頃	116～ 111	南方吏卒、間歳万余人	討伐	西南夷叛乱	24食貨下	

80	元封元	110	兵十八万	外征	对匈奴、閔兵 儀礼	6武帝・94 匈奴上
81	元封二	109	応募(天下)死罪・燕代卒(遼東士)齊卒(齊兵)	外征	对朝鮮	6武帝・95 朝鮮
82	元封二	109	巴蜀兵	外征	对西南夷	6武帝・95 西南夷
83	元封二	109	属国騎及郡兵数万	外征	姑師討伐	61張騫・96 西域上
84	元封六	105	京師亡命	討伐	益州・昆明叛乱	6武帝
85	太初元	104	天下謫民、属国六千騎及郡国惡少年数万入	外征	对大宛	6武帝・61 李広利・96 西域上
86	太初二	103	二万騎	外征	对匈奴	6武帝・94 匈奴上
87	太初二 ~四	103~ ~101	囚徒・惡少年及辺騎：六万人・水工徒・戌甲卒十八万・天下七科適兵：烏孫	外征	对大宛、酒泉 防衛、輸送等	61李広利
88	太初二 ~四	103 ~101	兵：烏孫	外征	对大宛	61李広利
89	~太初三	~102	八百騎	外征	对匈奴、居延 偵察	54李陵
90	太初三	102	輕騎五百	外征	对大宛	54李陵
91	天漢元	100	謫(適民)	駐屯	五原	6武帝・27 五行中上
92	天漢元	100	募士斥候百余人	使節	对匈奴	54蘇武
93	天漢二	99	荆楚勇士奇材劍客(勇敢五千人・歩兵五千人)	—	李陵の下	7武帝・54 李陵・94 匈奴上
94	天漢二	99	三万騎	外征	对匈奴	6武帝・54 李陵・94 匈奴上
95	天漢二	99	酒泉・張掖騎各五千人	外征	对匈奴	54李陵
96	天漢二	99	楼蘭国兵	外征	对車師	96西域下
97	天漢四	97	天下七科謫及勇敢士、李広利：六万騎・歩兵七万人、公孫敖：万騎・歩兵三万人、韓説：歩兵三万人、路博徳：歩兵万余人	外征	对匈奴	6武帝・94 匈奴上
98	~太始三	~94	吏卒：郡	捕縛	趙王国の不祥事	23趙王・45 江充
99	~太始三	~94	趙国(国中)勇敢士	外征	对匈奴、贖罪 のため、実現 せず	23趙王・45 江充
100	征和元	92	三輔騎士	搜索	上林・長安城 の巫蠱	6武帝・27 五行中上
101	~征和元	~92	広川勇士	外征	对匈奴、贖罪 のため、実現 せず	53広川王

102	征和二	91	中驛車載射士・長楽宮衛・中都官囚徒・長水及宣曲胡騎・四市人	叛乱	巫蠱事件	63戾太子・66劉屈氂
103	征和二	91	三輔近県兵・鞞濯士	鎮圧	巫蠱事件	66劉屈氂
104	征和二	91	城門屯兵	防衛	対戾太子、长安城門	66劉屈氂
105	征和三	90	李広利：七万人、商丘成：二万人（三万余人）、馬通：四万騎、（三將軍衆十余万）	外征	対匈奴	6武帝・27五行中上・61李広利・94匈奴上
106	征和四	89	馬通：四万騎、開陵侯：樓蘭・尉犁・危須凡六国兵	外征	対匈奴・車師	96西域下
107	武帝末	87	離宮卒	農耕	代田法試行	24食貨上
108	武帝期	—	内：七校、外：樓船	—	武帝期の軍備拡大	23刑法
109	昭帝	始元元	募吏民、發犍為・蜀郡奔命（万余人）	討伐	益州叛乱	7昭帝・95西南夷
110	始元元	86	兵臨淄	叛乱	劉沢の叛乱計画	63燕王旦
111	始元元	86	其車騎材官卒	叛乱	燕王旦の叛乱計画	63燕王旦
112	始元元	86	輕車介士	儀礼	金日磾の葬儀	68金日磾
113	始元二	85	發習戰射士、調故吏	駐屯	朔方	7昭帝
114	始元四	83	郡兵：益州郡	討伐	姑繡・葉榆叛乱	95西南夷
115	始元四	83	南陽士	討伐	益州叛乱	60杜延年
116	始元六	81	其邑君長人民	討伐	益州叛乱	7昭帝・95西南夷
117	元鳳元	80	三輔・太常	討伐	武都氐人叛乱	7昭帝
118	元鳳二	79	酒泉・張掖兵益弱	—	単于の予想	94匈奴
119	元鳳三	78	北辺七郡郡二千騎（二万騎）	討伐	遼東烏桓叛乱	7昭帝
120	元鳳四	77	羌王侯君長以下	討伐	益州叛乱	7昭帝
121	元鳳四	77	中二千石將五校	工事	廟の再建	7昭帝
122	元鳳四	77	河南戍卒中都官者二三千	—	延長を願い出る	74魏相
123	元鳳四	77	勇敢士	使節	対楼蘭、暗殺団	96西域上
124	元鳳五	76	三輔及郡国悪少年吏有告劾亡者（郡国悪少年）	駐屯	遼東	7昭帝・26天文
125	元鳳六	75	郡国徒	工事	遼東玄菟建設	7昭帝
126	元平元	74	羽林騎	捕縛	昌邑王の部下を捕らえる	68霍光
127	宣帝	本始二	国精兵：烏孫国（烏孫兵）（翁侯以下五万余騎）	外征	対匈奴	8宣帝・70常惠・94匈奴上
128	本始二	72	發興関東輕車銳卒、選郡国吏三百石伉建習騎射者、（田広明：四万余騎、范明友：三万余騎、韓增：三万余騎、趙充国：三万余騎、田順：三万余騎）（五將軍十五万騎）	外征	対匈奴	8宣帝・27五行中上・33韓王信・70常惠・94匈奴上・96西域下

129	本始二	72	兵：潁川郡？	外征	对匈奴	76趙広漢
130	本始二	72	西国兵二万人・龜茲東国二万人・烏孫兵七千人	外征	对龜茲	70常惠
131	本始 ～元康	73～62	四万騎	駐屯	对匈奴、綠辺九郡	69趙充国
132	本始 ～元康元	73～65	諸国兵（南北道合万五千人）	外征	对莎車	79馮奉世
133	地節元	69	三千余騎	外征	对匈奴	94匈奴上
134	地節元	69	諸国兵：合五万人	外征	对龜茲	96西域下
135	地節二	68	材官輕車北軍五校士・三河卒	儀礼	霍光の葬儀	68霍光
136	昭帝期～ 宣帝地節	—	胡越兵	—	霍氏の「領」	68霍光
137	地節二	68	免刑罪人	屯田	渠犂	96西域下
138	地節二	68	諸国兵（万余人）・田士千五百人	外征	对車師	70鄭吉・96西域下
139	地節三頃	67	騎士	—	京兆尹趙広漢の徵発不備	76趙広漢
140	地節三	67	車騎將軍屯兵・右將軍屯兵	—	廃止	8宣帝・59張安世・68霍光
141	地節三	67	城門・北軍兵	—	衛將軍張安世の下	59張安世
142	地節三	67	胡越騎・羽林及両宮衛尉將屯兵	—	霍氏→許・史氏の下に	68霍光
143	地節中	69～66	辺騎	駐屯	对匈奴、要害処	94匈奴上
144	地節中	69～66	五千騎	外征	对匈奴	94匈奴上
145	元康元	65	建章衛尉	—	新設	8宣帝
146	元康三	63	騎士	—	京兆尹黄覇の徵発不備	89循吏黄覇
147	元康四	62	輕車介士	儀礼	張安世の葬儀	59張安世
148	元康中	65～62	屯士	屯田	車師	94匈奴上
149	地節 ～元康	69～62	渠犂田士千五百人	屯田	渠犂	96西域下
150	神爵元	61	騎三千	討伐	西羌叛乱	69趙充国
151	神爵元	61	三輔・中都官（太常）徒弛刑及応募伏飛射士・羽林孤兒、胡越騎、三河・潁川・沛郡・淮陽・汝南材官、金城・隴西・天水・安定・北地・上郡騎士、羌騎	討伐	西羌叛乱	8宣帝・69趙充国
152	神爵元	61	期門伏飛、羽林孤兒、胡越騎、胡越伏飛射士、歩兵二校	討伐	西羌叛乱	69趙充国
153	神爵元	61	其（張掖・酒泉）郡兵	討伐	西羌叛乱	69趙充国
154	神爵元	61	二郡（敦煌・酒泉）兵	討伐	西羌叛乱	69趙充国
155	神爵元	61	辛武賢：六千百人、敦煌太守恢：二千人、長水校尉富昌・酒泉候奉世：婁月氏兵四千人（計約万二千	討伐	西羌叛乱	69趙充国

156	神爵元	61	弛刑応募及淮陽・汝南歩兵与吏士私從者合凡万二百八十一人	討伐	西羌叛乱	69趙充国
157	神爵元	61	郡騎及属国胡騎伉建各千人	討伐	西羌叛乱	69趙充国
158	神爵元	61	吏卒数千人	駐屯	北辺の塞	69趙充国
159	地節三 ～神爵二	67～60	衛卒数千人	—	延長を願い出る	77蓋寛饒
160	～神爵三	～59	騎士	都試	東郡太守韓延寿	76韓延寿
161	神爵中	61～58	渠黎・龟兹諸国五万人	外征	对匈奴日逐王	70鄭吉
162	神爵中	61～58	(城郭) 諸国兵(万余人)・免刑罪人・田士千五百人	外征	对車師	96西域下
163	五鳳四	54	関東漕卒過半(三万人)	—	削減、常平倉により	8宣帝・24食貨上
164	五鳳四	54	戍卒什二	—	削減、匈奴との関係により	8宣帝
165	甘露二	52	過所七郡郡二千騎	儀礼	呼韓邪单于を迎える	94匈奴下
166	甘露二	52	騎万六千・辺郡士馬以千数	儀礼	呼韓邪单于を送る	94匈奴下
167	神爵 ～甘露	61～50	兵万五千人	外征	对烏孫	96西域下
168	元帝 初元二	47	執金吾車騎	捕縛	蕭望之の第を囲む	78蕭望之
169	初元三	46	甘泉・建章宮衛	—	廢止	9元帝・24食貨上・72貢禹・81匡衡
170	初元五	44	諸侯王廟衛卒半・関中卒五百人	—	削減	24食貨上・72貢禹
171	初元五	44	関東戍卒	—	廢止	72貢禹
172	永光二	42	三輔・河東・弘農越騎・迹射・伏飛・毅者・羽林孤兒及呼速桑・噉種(万二千)	討伐	西羌叛乱	79馮奉世
173	永光二	42	募士万人	討伐	西羌叛乱	79馮奉世
174	永光二	42	千余騎	討伐	西羌叛乱	76王尊
175	永光五	39	車騎	—	元帝のおとも	8元帝
176	建昭三	36	戊己校尉屯田吏士及西域胡兵(烏孫衆兵)(城郭兵)	外征	对鄯支单于	8元帝・70陳湯・79馮奉世・96西域上
177	竟寧元	33	辺備塞吏卒	—	廢止、单于の提案、実現せず	94匈奴下
178	成帝 ～建始四	～29	迹射士千人	討伐	群盜	76王尊
179	陽朔元 ～三	24～22	城郭敦煌兵	外征	西域都護の救援	70陳湯
180	竟寧元	33～22	募諸夷	討伐	西南夷叛乱	95西南夷

181	陽朔三 陽朔四	21	城門兵	—	特進の「領」	85谷永・98元后
182	鴻嘉二	19	作者数万人	工事	昌陵建設	27五行上
183	鴻嘉四	17	郡中及蜀郡合三万人	討伐	広漢鄭躬叛乱	10成帝
184	鴻嘉中	20~17	平楽屯兵	—	侍中中郎将張放「監」	59張放
185	永始元	16	城門兵	—	特進の「領」	85杜鄴・98元后
186	永始二	15	城門兵	—	特進の「領」	98元后
187	鴻嘉 ~永始	20~13	選徙期門郎有材力者	—	成帝のおとも	27五行上
188	陽朔~ 元延	24~9	戊己校尉兵	外征	对烏孫	70段会宗
189	元延中	12~9	兵：墾妻地	外征	对烏孫	70段会宗
190	綏和中	8~7	两都尉士卒数百人	駐屯	張掖	94匈奴下
191	成帝期	—	三輔胡越騎	—	侍中騎都尉金涉「領」	68金涉
192	哀帝 建平二	5	陳留・濟陰近郡固五万人	儀礼	帝太后丁氏の葬儀	11哀帝
193	元寿二	1	中黄門・期門兵	—	王莽の特権	99王莽上
194	平帝 元始二	後2	汝南・南陽勇敢士三百人	討伐	江湖賊成重叛乱	12平帝
195	元始四	後4	期門二十人・羽林三十人	—	王莽の特権	99王莽上
196	元始五	後5	可甲卒五百人	儀礼	孔光の葬儀	81孔光
197	王莽 居攝二	後7	勅其車騎材官士、募郡中勇敢、(発奔命)	叛乱	東郡太守翟義	84翟義・99王莽上
198	居攝二	後7	関西人為校尉軍吏・関東甲卒・奔命	討伐	翟義叛乱	84翟義
199	居攝二	後7	天下兵	—	大將軍甄邯の「領」	99王莽上

* 「目的」の項目は、徵発・動員の目的が比較的明確なものを便宜的に分類したもの。

「一」としたものは、主に徵発・動員以外のある時点の状況を示す記述である。

「出典」では、紀・志・伝を略した。

このように、前漢後半期には内郡の生産、辺郡の軍事という負担・収奪の分化がみられた。「はじめに」でみたように、郡県制は当初軍事と密接に結びついた制度であり、そこで行われる収奪でもっとも重視されていたのは、「戦」＝軍事負担者としての役の義務であった。ところが、前漢後半期に至って、内郡の郡県民は、「耕」の部分の重視され、正当な「戦」＝役の負担者・労働力の供給者としては見なされなくなつて

いた。内郡では人民からの人頭的な収奪のうち、労働力の徴発を行う重要性が低下しつつあったのである。それは、郡県における人頭の把握の重要性の低下でもあり、換言すれば、従来ほど「個人身的支配」が必然ではなくなっていたと考えられる。

以上のように前漢後半期に現れる内郡・辺郡の区別とは、収奪の中心を地域ごとに「耕」「戦」に分けることで、武帝期の急激な領土拡張に対応して、広領域にわたる国家を運営する手段であった。同時に、地域ごとの収奪の分化は、結果として、「耕」中心の内郡では、個人からの収奪と個人の把握に重点を置いた支配体制（「個人身的支配」）から、農業生産の単位である家・戸を中心とした支配への移行を生じさせることとなる。国家の運営基盤を、役の負担者として不可欠であった分厚い小農民層の個々人から、大小さまざまな規模の農業生産単位である家に置くことが可能になってくるのである。これは、前漢後半期から後漢にかけて目立ってくる、国家による家の尊重や階層分化・戸ごとの経済格差を認めた収奪体系の成立とも密接な関係をもつであろう。⁽³⁷⁾一方、「戦」が依然として重視され続けている辺郡は、光武帝の軍備縮小後、制度的にも特殊な軍事地域という地位が与えられ、その住民も内郡の郡県民とは異なる立場に置かれていったものと考えられる。⁽³⁸⁾すなわち、内郡・辺郡の区別とは、戦国時代の軍事緊張の中から生じたすべての民を均一な役の負担者とみなす「個人身的支配」から、地域ごと・経済階層ごとの差異を認めた負担体系を生じさせる契機であり、それは、後漢以降の中国国家を特徴づける、三国から南北朝の国家領域の政治的な分裂と、豪族層の成長と中小農民の没落という郷里社会の階層的な分裂の前提の一つであったと考えられる。⁽³⁹⁾むしろ、このような社会全体の変化には、単に国家の一方的な政策にのみ起因するものではなく、

郷里社会の現状が存在し、それによつて個々の政策が取られていた結果を含むものである。国家と社会全体の有機的な関係の理解は今後の課題としたい。

註

- (1) 西嶋定生「中国古代統一国家の性質」(一九六七初出。同氏『中国古代国家と東アジア世界』東京大学出版会、一九八三所収)。比較的近年では、渡辺信一郎「古代中国における小農民経営の形成」(一九七八初出。同氏『中国古代社会論』青木書店、一九八六所収)は、家単位であることと一定の階層差が存在することを重視するが、広範な個々の民を基盤とするという点では共通する。
- (2) 軍事状況の変化と郡県制・個別人身的支配の関係については西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造』(東京大学出版会、一九六二)第五章「二十等爵制の形成」第二節「軍功爵の成立」を参照。
- (3) 増淵龍夫「先秦時代の山林藪沢と秦の公田」(一九五七初出。同氏『新版中国古代の社会と国家』岩波書店、一九九六所収)三二八頁。
- (4) 紙屋正和「前漢郡県統治制度の展開について(上下)」(『福岡大学人文論叢』一三一・四・一四一―一、一九八二)、
- 「前漢時代の郡・国の守・相の支配権の強化について」(『東洋史研究』四一一―二、一九八二)など。
- (5) 紙屋正和「前漢後半期における郡・国への規制の強化」(『古代文化』四二、一九九〇)二頁。紙屋氏は、辺郡には部都尉・農都尉・属国都尉が設置されたとする。郡都尉以外の都尉の設置された郡を辺郡と認識しているようである。本稿では、それに加えて、『漢書』成帝紀建始二年條の「内郡」の語に付された顔師古注「内郡は辺郡にあらざるを謂う」や同宣帝紀本始元年の「内郡国」に付された三国呉韋昭の「中国は内郡と為し、縁辺の夷狄・障塞有る者、外郡と為す」により、国境線沿いに位置し、異民族が居住したり、国境警備組織が存在する郡を辺郡、それ以外を内郡とみなす。
- (6) 浜口重国「両漢の中央諸軍に就いて」(一九三九初出。同氏『秦漢隋唐史の研究』東京大学出版会、一九六六)二七二―二七三頁。他に「府兵制度より新兵制へ」(一九三〇初出。同上)、「魏晋南朝の兵戸制度の研究」(一九五七

初出。同上)でも同様の指摘がみえる。

(7) 重近啓樹「兵制をめぐる諸問題」(同氏「秦漢税役体系の研究」汲古書院、一九九九年所収)、「兵制の研究」(一九八六年初出。同上)。

(8) 山田勝芳「秦漢財政収入の研究」(汲古書院、一九九三年)。

(9) 藤田勝久「前漢時代の漕運機構」(『史学雑誌』九二一一二、一九八三)、「前漢徭役労働とその運営形態」(『中国史研究』八、一九八四)。

(10) 渡辺信一郎「漢代更卒制度の再検討」(『東洋史研究』五一―一、一九九二)、「漢代国家の社会的労働編成」(『殷周秦漢時代史の基本問題』汲古書院、二〇〇一)。

(11) なお、漢代の徭役労働については、一般に兵役と力役が未分化であるとされる(浜口重国「秦漢時代の徭役労働に関する一問題」一九三四初出。同氏前掲書所収)。本稿で用いる「徭役」の語も、未分化な役としての意味である。

(12) 張家山漢墓竹簡の積文・簡番号については、『張家山漢墓竹簡』(二四七号墓)(文物出版社、二〇〇一)によった。

(13) 「三国時代出土文字資料の研究」班「江陵張家山漢墓出土『二年律令』詁注稿」(『東方学報』七六、二〇〇四)

はこの「諸侯」を「非劉氏諸侯国を指すのか、それとも戦国秦が六国を指して用いた用語が援用され続けているのか、未詳」とする。しかし「奏讞書」の「十年七月辛卯朔己巳」の案件(二一四―二一五頁)では諸侯国との往来を制限していることから、この時期の中央と諸侯王国の間には、一定の緊張が存在した可能性は高い。

(14) 以下『漢書』の引用に際しては、『漢書』の書名は省略し巻数と紀表志伝の名のみ掲げる。

(15) 尹湾簡牘の積文・簡番号については、『尹湾漢墓簡牘』(中華書局、一九九九)によった。引用の「三正・一・九」は三号木牘の表、第一段、九行目であることを示す。

(16) 藤枝晃「漢簡職官表」(『東方学報』(京都)二五、一九五四)。

(17) 睡虎地秦簡「秦律雜抄」(●除士吏、發弩嗇夫不如律、及發弩射不中、尉貲二甲。●發弩嗇夫射不中、貲二甲、免嗇夫任之。●駕驕除四歲、不能駕御、貲教者一盾。免賞四歲繇戍。除吏律。」等。前掲重近氏「兵制の研究」参照。なお「東海郡吏員簿」の官吏の構成は、「公式の定員のみであり、靜態的な記録」で前漢後半期の「諸曹の形成」以後肥大化した属吏層は記されていないことが指摘されているが(西川利文「漢代における郡県の構造について——尹

湾漢墓簡牘と手がかりとして——」(『仏教大学文学部文学部論集』八一、一九九七、一四頁)、ここにあげた軍吏に關しては、秦律に職責が明記されており、彼らが前漢後半期にも存在しているが、なおも非公式な吏員であったとは考え難い。

(18) 紙屋正和「前漢末における地方官府の構成——吏員の構成状況からみる——」(『日本秦漢史学会会報』四、二〇〇三)、「一 県尉のおかれぬ県・列侯国」。

(19) 重近啓樹「兵制の研究」二二六頁。西川利文氏は、尉が置かれていない県では、尉の「主盜賊」の職掌は県の長官が兼任したものと推測している(前掲西川氏論文)。

(20) 前掲藤枝氏論文。

(21) 卷十成帝紀永始三年「十二月、山陽鉄官徒蘇令等二百二十八人攻殺長吏、盜庫兵、自称軍、經歷郡国十九、殺東郡太守・汝南都尉。禮丞相長史・御史中丞持節督趣逐捕。汝南太守嚴詡捕斬令等。」

(22) 半数近くが亭長であることから、亭組織が治安維持の主力であった可能性が高い。富谷至「亭制に関する一考察——漢簡に見える亭の分析——」(『辺境出土木簡の研究』朋友書店、二〇〇三)、小嶋茂稔「漢代の国家統治機構における亭の位置」(『史学雑誌』一一二一八、二〇〇三)は

亭の本質的な職責と治安・警察業務であるとする。

(23) 王尊伝には、この事件の後で王尊は守京輔都尉行京兆尹事になり、その後、真となったとあり、百官公卿表には成帝建始四年に王尊が京兆尹になったとある。

(24) この様な傾向は、印章・封泥からも確認することができる。千人・司馬・候の印はいくつか知られており、陳直氏は、印・封泥の例から、辺郡では司馬の官が常置であったのに対して、内郡では臨時に設置されていたとする(『漢書新証』第二版、天津人民出版社、一九七九、一三二頁)。陳氏の挙げている印の多くは、界格を持つ早い時期のものや(「東郡司馬」・「琅邪司馬」)地名から王国の官であるとされるもの(「濟南司馬」)であり、それらを除くと、「豫章司馬」の封泥のみである(「広都司馬」は、『封泥考略』によると「廬都司馬」の誤り。孫慰祖氏はこの封泥を検・繩の痕跡がないことから偽物とする。同氏「中国古代封泥」上海人民出版社、二〇〇二、二六四頁)。外にもいくつか司馬の印は知られているが、管見の限りでは、前漢後半期の郡のものとしては「西海羌騎司馬」のみであり、豫章・西海ともに異民族の居住する辺郡のものと考えられる(註(5)参照)。同様に前漢後半期の郡では、「千人」で「安属左騎千人」(安定郡)・「定襄千人」、候で「五原候

印・「豫章侯印」があるが、やはり辺郡に限られる。なお、印の年代等については『西漢官印匯考』（上海書畫出版社・大業公司、一九九三）によった。

(25) 前掲浜口氏「西漢の中央諸軍について」

(26) 同食貨志下にはこの数年前の事として、「是時山東被河災、及歲不登數年、人或相食、方二千里。天子憐之、令飢民得流就食江淮間、欲留、留處。」とある。

(27) これら三河・汝南・潁川などの関東諸郡は、内郡の常備兵が撤廃された後の後漢時代にも、例外的に軍事動員の対象となっている郡であることが竹園卓夫「後漢安帝以後における刺史の軍事に関する覚え書き」（『集刊東洋学』三七、一九七七）・小林聡「後漢の軍事組織に関する一考察——郡国常備兵縮小後の代替兵力について——」（九州大学東洋史論集）一九、一九九一）によって指摘されている。両氏とも、これらの郡が後漢政権の支配者層の出身地と重なることを指摘する。前後漢を通じたこの地域の特殊性の再検討が必要である。

(28) 浜口重国「光武帝の軍備縮小と其の影響」（一九四三）初出。同氏前掲書所収

(29) 前掲小林氏論文。

(30) 前掲浜口氏「西漢の中央諸軍に就いて」二七三頁。

(31) 志野敏夫「漢の都試——材官・騎士についての再検討——」（『東方学』八九、一九九五）は都試のもつ礼の場としての性格に注目する。

(32) 前掲重近氏「兵制の研究」。

(33) 渡辺信一郎「漢代の財政運営と国家的物流」（『京都府立大学学術報告 人文』四一、一九八九）。

(34) 原文は「使内郡自省作車」。顔師古の「郡をして自ら諸余の功用を省減し而して車を作らしむるなり。省の音は所領の反。」という注にしたがった。

(35) 『漢官儀』「辺郡太守各将万騎、（略）不給衛士」とあり、辺郡の住民は京師に番上して衛士になることはなかったと考えられる。前掲重近氏「兵制をめぐる諸問題」参照。

(36) 藤田勝久「前漢時代の漕運機構」（『史学雑誌』九二—一二、一九八三）。

(37) 後漢時代、支配の対象として「家」の重要性が増したことについては東晋次「漢代爵制論をめぐる諸問題」（『日本秦漢史学会会報』四、二〇〇三）に指摘がある。また、後漢時代の税役において、戸ごとの階層差に応じた賦税の徴収が行われていたことについては重近啓樹「算賦制の起源と展開」（一九八四初出。前掲同氏「秦漢税役体系の研究」所収）、渡辺信一郎「戸調制の成立——賦斂から戸調

へ——」(『東洋史研究』六〇—三、二〇〇一)。

(38) 『後漢書』張奐伝に「旧制辺人内移を得ず」という記述が見える。後漢桓帝末年にあたる永康元年には、このよ

うな故事が成立していた。

(39) 川勝義雄「漢末のレジスタンス運動」(一九六七初出。

『六朝貴族制社会の研究』岩波書店、一九八二所収)。